2009年3月30日
セゾン自動車火災保険株式会社
東京都豊島区東池袋3－1－1
サンシャイン60・40階

「シンプル」「わかりやすい」をコンセプトに自動車保険の改定を実施

セゾン自動車火災保険株式会社（代表取締役社長 松澤攻臣）は、主力の「セゾン自動車総合保険」「セゾン自動車保険」を中心とした自動車保険について、シンプルでわかりやすいことを主眼とし、２００９年４月以降を保険始期とする契約より改定しますので、お知らせします。

商品改定のポイントは、以下のとおりです。

１．「シンプル」で「わかりやすい」商品

(1)商品ラインナップの整理

従来型商品である自動車保険（ＢＡＰ）と自動車総合保険（ＰＡＰ）を統合し、新自動車総合保険（新ＰＡＰ）に一本化します。

(2)補償の廃止および見直し

お客様にとって、複雑でわかりにくい補償、同様な支払い要件や補償内容の特約について、廃止および見直しを行い、商品の簡素化を図ります。

（特約数は現行２５３件に対して改定後は１５２件となります。）

２．お客様の利便性アップ

(1) キャッシュレス化の実現（初回口座振替の改定）

口座振替契約において、始期月の翌月に保険料を口座振替することを可能とすることにより、ご契約時のキャッシュレスを実現します。

(2) 保険料払込猶予期間の延長

口座振替の払込猶予期間を基本的に従来の「支払期日の翌月末まで」から１ヶ月延長します。

(3) クレジットカード名義人の拡大

クレジット払い契約の場合、従来は契約者本人名義のクレジットカードでの支払いのみとしていましたが、契約者の配偶者名義のクレジットカードでの支払いを可能とします。

３．特約の追加、見直し

(1)「個人賠償責任危険担保特約」の新設

従来からお客さまの要望が多かった、示談代行サービスを含む「個人賠償責任危険担保特約」をセゾン自動車総合保険に新設します。

(2)「弁護士費用等担保特約」の見直し

「弁護士費用等担保特約」の対象範囲について、従来の相手自動車による被害事故のみならず、自動車搭乗中の被害事故や被保険者が所有する自動車に対する被害事故まで拡大します。

４．保険料の見直し

(1) 全体水準

補償内容の見直しや損害率の動向などを勘案して、保険料の見直しを行いました。その結果、保険料が引き上げとなるケースもありますが、全体を平均した場合、保険料は改定前とほぼ同水準となります。

(2) ゴールド免許割引の拡大

ゴールド免許割引を従来の５％から１０％に拡大します。

別紙資料：自動車保険改定の全体像（イメージ）

以　上

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

商品業務部　　渡部　TEL 03-3988-2709（直通）

【別　　紙】

◇ 自動車保険改定の全体像（イメージ）

１．商品の統合

既存の自動車保険（ＢＡＰ）、自動車総合保険（ＰＡＰ）を統合し、新ＰＡＰに１本化し、リニューアルしました。新ＰＡＰは、従来のＢＡＰと同様、種目ごとの単独付帯を可能とさせると共に、ＰＡＰの示談代行機能を踏襲しています。

保　険　種　類	自動車保険（ＢＡＰ）	自動車総合保険（ＰＡＰ）	セゾン自動車総合保険	セゾン自動車保険
対　象　契　約	ノンフリート フリート	ノンフリート フリート	ノンフリート	ノンフリート
対 象 自 動 車	すべての 用途・車種	すべての 用途・車種	自家用８車種	自家用８車種
記 名 被 保 険 者	問わず	問わず	個人	個人

保　険　種　類	新自動車総合保険（ＰＡＰ）	セゾン自動車総合保険	セゾン自動車保険
対　象　契　約	ノンフリート フリート	ノンフリート	ノンフリート
対 象 自 動 車	すべての 用途・車種	自家用８車種	自家用８車種
記 名 被 保 険 者	問わず	個人	個人

２．各種補償・特約を整理統合，廃止

お客様にとって複雑でわかりにくい補償は、保険金支払漏れ防止の観点から廃止または見直しを行い、シンプルな内容としました。
その結果、特約数を約４割削減しました。

現行特約数		改定後特約数
２５３	▶	１５２

３．その他の改定

個人賠償責任特約の新設

お客様よりご要望の多かった示談代行つきの個人の賠償責任保険につきまして、特約としてセゾン自動車総合保険に新設しました。

ゴールド免許割引の割引率を拡大

ゴールド免許とそれ以外の免許の損害率格差を検証した結果、従来の５％から１０％に割引率を拡大することとしました。

エコカー割引の廃止

エコカー割引はエコカーの普及推進のために導入しましたが、２００２年９月以降発売された自家用乗用車すべてがエコカーであることなど、一定の役割を終えたと判断し廃止することとしました。

クレジットカード払の変更

従来、クレジットカードによる払込みは、カード名義人を契約者本人に限定していましたが、契約者本人がクレジットカードを持っていないケースもあり、今般、カード名義人を契約者の配偶者（内縁を含む）にまで範囲拡大することによりお客様の利便性を向上させました。

４．保険料水準の改定

今回の改定においては、補償内容や制度の変更に伴い、保険料の引き上げ要因・引下げ要因が混在するため、保険料がアップするケース、逆にダウンするケースの双方が存在しますが、全体平均としては、改定前とほぼ同水準となります。

保険料比較（例）

■契約条件
・セゾン自動車総合保険・自小乗・初度登録2008年12月（新車割引あり）・１２等級
・対人無制限、対物無制限（免責０）、搭傷１０００万（テーブル払）、人傷５０００万（車外・交傷）
・関東・１２０００km以下・日常レジャー・夫婦限定　・３５歳以上担保　・ゴールド免許
※改定前のみエコカー割引あり

＜車両保険なし＞

改定前	改定後	改定率	差額
32,000円	31,000円	▲3.1％	▲1,000円

＜車両保険あり　一般車両２００万（免責０）＞

改定前	改定後	改定率	差額
87,700円	86,300円	▲1.6％	▲1,400円